

関東奉行人大友頼泰とその権限

橋本操 六

はじめに

京都御所の警固にあたる京都大番役勤仕の御家人の召集、謀反人・殺害人の検断、すなわち大犯三箇条を職掌とする守護の中には、残存する古代勢力や、対蒙古という緊張する国際関係の中で、幕府から新たな権限を与えられた有力者もいる。

文永三年（一二六六）の蒙古の牒状に端を発した対蒙古関係は、年を追うごとに緊迫の度を増していった。幕府は屈辱的な交渉を打ち切り、文永八年（一二七二）には蒙古軍の日本襲来を予測し、鎮西に所領を持つ御家人に対し、異国防御のための鎮西下向を命じた。⁽¹⁾ 異国防御に当って幕府は、鎌倉幕府開設以来の原則の一つである守護の権限、すなわち大犯三箇条の枠を越えた権限を、大宰少弐で豊前・筑前・肥前三か国と、壱岐・対島二島の守護である武藤資能と、豊後国守護である大友頼泰に与えた。

この枠を越えた権限は、後述する軍事統率権であるが、まず軍事統率権以前に付与された特殊権限について述べることとする。

一 関東奉行人大友頼泰

大隅国正八幡宮の造営は、大隅・薩摩・日向三か国の経費負担によって実施されていたが、遷宮費用と大神宝以下の調進は

残る豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後六國と、杵岐・対馬二島に割り当てられていた。⁽²⁾この遷宮費用と大神宝以下の調進は、康和年間（一〇九九～一一〇三）の遷宮時には、六國二島の国司によって調進されていたが、貞応年間（一二三二～二三）の遷宮時には、官使・大宰府目代以下が用途物を府庫にまず納め、その後そこから調進する方式になっていた。

文永二年（一二六五）、大神宝以下の調進に当って、正八幡宮の所司神官等は、「今度者国衙力難_レ及、任_ニ宇佐宮之例_一、仰_ニ守護人_一、可_レ令_ニ調進_ニ云々」と、国司による調進をあきらめ、宇佐宮の場合と同じように、守護による調進を求める申状を幕府に提出した。この正八幡宮からの申状に対して、古代国家機構として存続している大宰府は、大神宝以下の調進について、各国が勤仕するには異儀はないが、守護が関係するのは先例がないとして異議の申し立てをした。

この両者の申し立てについて、幕府は国衙による調進の非実現性と、官使・府目代による調進の不法性から、文永二年十二月二十六日調進の責任者に大宰少弐入道覚憲（武藤資能）と大友式部大夫頼泰を「其仁」として指名したのである。⁽³⁾ここで大宰府の権限について述べる紙数はないが、当時の訴訟制度を解明する上で、大宰府の果す役割が非常に大きかったという事実から、その権限が各方面に及んでいたことは念頭に置いておく必要がある。

武藤・大友に対する幕府の指名は、守護としての実力を買ったものであるが、しかしこの場合は守護としての権力を行使して大神宝以下を調進させるのではなく、鎌倉幕府が正八幡宮大神宝調進を遂行する上での代行者としての権限を持たせるといふ性格のものであった。

「其仁」については、文永四年（一二六七）三月二十六日の官下知状によると、「別奉行人」とみえ、⁽⁴⁾同九年（一二七二）十二月二十五日の大友頼泰誓下には、「不日向奉行所」とみえるように、⁽⁵⁾兩名は別奉行人と呼ばれ、その役所は奉行所と一般的に称されていた。この特殊な権限を与えられた兩名についての史料は、豊後国石垣庄と高田庄に関するものだけで、武藤資能がその権限を行使したことを示すものは全く残っていない。

石垣・高田両庄の地頭は、ともに東国有力御家人で、石垣庄は北条一門の名越公時、高田庄は北家藤原氏の流れをくむ秋田

三浦介宗景（宗長）で、現地を預かる地頭代以下名主・百姓は、その威光のもとで大神宝調進の催促に応じようとしなかった。当然大神宝催促使と現地との間には、トラブルが発生する。このトラブルは、文永九年（一二七二）十二月二十五日、大友頼泰が豊後国郡郷庄園地頭代沙汰人にあてて、大隅正八幡宮大神宝調進は、造宇佐宮の例に准じて、配符の旨を守り、勤仕せよと命じた時に始まった。⁽⁶⁾翌十年三月二十二日大神宝官使は、嘉禄年中（一二五〇・二六）の造替の時、大神宝催促に応ぜず、過料米五百石を徴収され、代官を解任された例をあげ、石垣庄地頭代を訴え出した。⁽⁷⁾両者は、それぞれ理由をあげて陳述するが、別奉行人大友頼泰は翌三月二十三日、石垣庄地頭に「不日上府し、陳弁せよ」と命じた。⁽⁸⁾

この「上府」について、瀬野精一郎氏は『鎮西御家人の研究』⁽⁹⁾で、大友頼泰が弘安七年（一二八四）に鎮西特殊合議制訴訟機関が大宰府に設置される以前に、所務相論を大宰府で裁許するために上府を求めたとする。ただし、この一連の史料から鎮西特殊合議制訴訟機関、あるいは鎮西談議所に先行する鎮西奉行所の独自の訴訟機関の存在を認め、大友頼泰・武藤資能が鎮西東方奉行・西方奉行として、鎮西全般に及ぶ訴訟裁断権を有していたとする見解には批判的である。この論拠は、大友・武藤兩名連署の召文が存在しないこと、大友頼泰が上府を命じたのは守護管国である豊後国御家人であることなどから、鎮西東方奉行として「上府」を命じたのではないとする。そして、鎮西談議所の先行形態の鎮西東・西奉行と呼称される機関に付属する訴訟機関は存在しなかったと考えると結論づけている。

さて「上府」を大宰府への出府と考えると、以上の説のように多くの解釈が生まれるようになり、内容も難かしくなってくる。文永十年（一二七三）四月十一日大神宝官使等の重申状を受けた大友頼泰は、同日づけで石垣・高田両庄地頭代に、「ともに上府せよ」と命じているし、訴えた大神宝官使に対しては、他所の大神宝調進に当たることを命ずるとともに、狼藉については両方の子細を尋ね、注進言上することを伝えている。⁽¹⁰⁾ところが、この頼泰の決定を不満として大神宝官使は、十八日石垣庄地頭代以下の悪行狼藉について、日限を決めて出頭させて究明すべしと申し出た。⁽¹¹⁾そこで頼泰は、二日後の四月二十日、地頭代鬼鷲の縁者である刑部左衛門入道に、究明のため二十三日に参府するように伝達させている。⁽¹²⁾また、五月八日の大神宝

官使の訴えに応じ、頼泰は十一日には高田庄地頭代に陳弁を命じている。これに対し地頭代盛実は、十三日に地頭三浦介（秋田宗景）に指示を仰ぐと回答するが、頼泰は翌十四日に「今明日中上府」し問答をするように命じている。⁽¹³⁾

以上の史料に見える日時関係から、「上府」の「府」を大宰府とする瀬野説以下は否定される。また、関係者一同が大宰府にあって審理を受けていたとしても、訴状の日付けが石垣庄や高田庄で狼藉を受けた当日、あるいはその翌日にあることから、大宰府での審理も当然否定される。

⁽¹⁴⁾次に、「今明日中上府し問答」を命じた頼泰は、その正否を実証する実施調査をも命じた。その結果は十六日に提出されているが、その中に「府中と当庄（高田庄）は巷里あまり相へだたり、狼藉の事は今朝なり」とあることから、「上府」の「府」は豊後守護所の所在する府中にあることは確定的である。

このように上府を命じた大神宝調進の奉行人大友頼泰は、どこで審理をしたのであろうか。頼泰が文永九年十二月二十五日に豊後国郡郷庄園地頭代沙汰人中にあてた書下に、「不日向奉行所」とあることから、奉行所の存在がわかり、その所在地は今までの説明で豊後府中にあることは判明する。

文永十年五月二十日、正八幡宮大神宝官使・関東御奉行所御使・国衛使者の三者は、高田庄地頭盛実が、宣旨・御教書御使（大神宝官使）等に狼藉を働いたことを陳述している。⁽¹⁵⁾この史料から、大神宝調進用途の催促には、宣旨・御教書御使とも呼ばれた大神宝官使（又は催促使）と、関東奉行所御使と、豊後国衛の役人が出向いたことが判明する。このうち、関東奉行所御使の性格が問題になるが、この史料中に、関東御使は打擲蹂躪により、半死半生の目にあつたと、実検御使等に申下したとみえる五月十六日の実検使検見状によれば、「奉行所使差申分」として、三郎入道西仏が打擲されたと申立てているが、そのような様子はみえないと述べている。つまり実検使検見状にみえる奉行所使と、関東御奉行所御使とは同一人物を指すことになる。六月三日と九月二十日の申状によると、⁽¹⁶⁾国衛使は権介秦吉永、奉行所使宇佐信吉、官使木工允清原守國とみえ、八月十五日の重申状では国衛使権介秦吉永、奉行所使沙弥西仏、官使奎允清原守國となっている。

この復数の関東御奉行所御使が、奉行人大友頼泰の支配下にあったことについては、石垣庄弁分地頭代鬼嶺丸の申状に、「大隅国正八幡宮大神宝用途と号し、当国守護大友出羽前司使者を神宮使者に相い副へ、庄内に乱入せしめ、種々の狼藉を致す子細の事」とあることによってもわかる。この申状に対し、文永十年九月二十日正八幡大神宝官使等は、守護使と相語らい、狼藉したとの申し立ては不当であるとし、「この大神宝は、全く守護方の沙汰にあらず、一向別奉行人の准拠なり」と申立てている。⁽¹⁸⁾

以上のように、文永二年に大隅国正八幡宮大神宝調進に当り、鎌倉幕府の権限行使の代行者として「其仁」に指名された大友頼泰・武藤資能は、別奉行人として関東奉行所を開設し、関東奉行所御使を宣旨・御教書御使に添えて、各庄園単位に大神宝用途を集めたのである。この両者の性格は、守護とは人格を異にすることは既述の通りであるが、守護の職掌にある大犯三箇条の枠を越えた権限を与えられたことは事実である。そして、この権限に基づく史料は文永二年から十年までの間にしかみえない。

以上は、宮内庁書陵部の八幡宮関係文書（『鎌倉遺文』・『大分県史料』三〇巻）によるものであるが、この歴史事実について関東奉行所の存在やその性格等については全く見逃がされている。この関東奉行所こそが、後に鎮西東奉行・西奉行の呼称を生みだす大きな要因になったものと考えられる。

注(1) 『鎌倉遺文』 一〇八七三号、一〇八七四号

(2) 右同 一〇七七号、一九九九号

(3) 右同 九四七四号、九四七五号

(4) 右同 九六八〇号

(5) 右同 一一一六五号

(6) 右同 一一一六五号

- (7) 右同 一一二九号
- (8) 右同 一一二二一号
- (9) 瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』一三一―一三四頁 吉川弘文館 昭和五十年
- (10) 『鎌倉遺文』 一一二四一号、一一二四二号、一一二四三号
- (11) 右同 一一二四九号
- (12) 右同 一一二五〇号
- (13) 右同 一一二五七号、一一二五九号、一一二六号、一一二六一号
- (14) 右同 一一二六二号
- (15) 右同 一一二六六号
- (16) 右同 一一三三七号、一一四一七号
- (17) 右同 一一三四三号
- (18) 右同 一一四一七号

二 鎮西一方奉行大友頼泰

対蒙古という緊張した国際関係の中で、幕府は、前項で見た別奉行人大友頼泰と武藤資能に対し、大犯三箇条の枠を越えた軍事統率権を与えた。しかし、この場合も前項で述べたように幕府が「其仁」に指名したのと同様で、特定の奉行名を与えた上で、特殊権限を与えたわけではない。ただ関係史料の端に、後に書き加えられた「東方奉行所召文」や、「東方守護所御書下」などの字句から、そのような俗称があったことは推察できる。

鎮西奉行や鎮西守護については、「吾妻鏡」や「大友家文書録」「大友系図」等にみえるし、その研究は明治以来なされて

いるが、諸説があつてまだ定説をみるに至つてない。ここでは、鎮西奉行の呼称がみえる天野遠景・中原親能・武藤氏・大友氏についての諸研究を基盤とし、大友第三代頼泰に与えられた特殊権限から、鎮西一方奉行の性格等について究明を試みたい。豊後国守護職を帯する大友頼泰と、豊前国・筑前国・肥前国・杵岐・対馬の守護職を帯する武藤資能の支配体制についてみると、古代律令体制の大宰府機構の大宰少弐である武藤氏は、少弐任官とともに九州に下向した御家人で、大宰少弐として九州二島を管轄下に置いている。しかし守護としての職掌は、幕府の原則である大犯三箇条の枠を越えるものではなく、大友氏の権限が管国である豊後国内にしか及ばないのと同様、その権限は三国二島にしか及ばない。

豊後国守護職を帯する大友氏の下向は、建久年間の初代能直の下向を最初とする野史は否定され、現在では三代頼泰の下向を最初とするのが定説となつて⁽¹⁾いる。この頼泰の下向の時期については諸説があるが、前項でみた大隅国正八幡大神宝調進に当つて、「其仁」に指名された文永二年（一二六五）をあまり下らない時期と考えられる。別奉行人として豊後府中に関東奉行所を開設した大友頼泰と、大宰府あるいは博多に関東奉行所を開設したと考えられる武藤資能に対し、鎌倉幕府は蒙古との国際関係が緊張する中で、兩名に軍事統率権を付与する。

軍事権は、大犯三箇条の大番催促にみられるように、もともと守護に付与されたものであるが、それはあくまで管国内での権限行使に過ぎない。兩名に付与された軍事統率権は、その権限行使範囲が管国外にも及ぶことのほか、管国外の御家人等を指揮監督する特殊権限であるが、詳細は「異国警固と軍事統率権」で述べることにし、ここでは特殊権限から派生する鎮西奉行に焦点をあててみたい。

鎮西奉行の権限は、鎮西全般に及ぶ特殊権限で、建久年間（一一九〇～九八）の天野遠景にはじまり、中原親能、大友氏（武藤氏）と、一時的にはその権限が埋没しているにしても、その権限は連続するといふ連続説と、文永年間（一二六四～七四）になつて新しく付与されたとする非連続説とに大きく分けられることを念頭に置いて論を進めてみる。⁽²⁾

鎮西東方奉行あるいは東方守護所に対応する鎮西西方奉行あるいは西方守護所の両者にかかわる史料中、確実なものには次

のものがある。建治元年（一二七五）九月二十二日付けの野上資直あて大友頼泰書下（野上文書）に

蒙古人警固の事、九・十兩月は、その疑いあるべきの由、その聞え候の旨、西方守護人のもとより告げ送られ候なり、（原文）

と、西方守護人の存在は確認できる。

次に、「都甲文書」の文永十一年（一二七四）十二月七日の文書に「東方守護所御書下 蒙古合戦事」、建治元年（一二七五）の文書に「東方奉行所書下 とこを」、同三年（一二七七）六月十五日の文書に「東方奉行所召文」とみえる。⁽⁴⁾これらの字句は、文書を受け取った都甲惟親がメモとして文書の端に書き加えたか、または後世の整理の際に書き加えたものである。そのため、この字句をめぐって信用できる、できないの意見が対立する。

鎮西東・西奉行の存在を認める研究者の多くは、その立場に立つ川添昭二氏が「鎮西談議所」の中で、「筆者が原本をみたところでは、この書下、召文が都甲惟親のところに到来したときにか、あるいはそのときを余りへだたらないおりに都甲氏によって書き加えられたものと判断された。この端書は同時点ないし同時代のものとして疑点はなく、信用してよいと思う」と述べる意見と同じ立場に立つ。⁽⁵⁾

一方、瀬野精一郎氏は、文永年間以後に発生した一般的呼称である鎮西東・西奉行の存在は認めながら、鎮西東方・西方奉行の具体的史料例については、川添昭二氏が「鎮西談議所」で網羅的に考察しておられるので、付言すべきこともないが、その多くは文書の端裏書（折返端書）に書かれたものであり、後人の筆になる可能性が大きいこと、しかもほとんどが大友氏関係の文書であり、大友氏関係者によって、大友氏が鎮西東方奉行であるとの積極的主張が行なわれた形跡が濃厚であることを指摘しておきたい。このことは「大友文書」に見える中原親能関係の一連の偽文書の作成と一脈通じるものがあると考えられる。⁽⁶⁾と述べるように、疑問視する研究者も多い。

東・西守護所の存在を示す史料として、川添昭二氏は「元史」に「大宰府西守護所」が見えるとし、大宰府守護所を東・西

に分けていう史料的表现の最も早い例であるとする。⁽⁷⁾この史料は、至元八年つまり日本の文永八年(一二七〇)に当る九月二十五日の蒙古国牒状にあるが、この当時は大隅国正八幡宮大神宝調進の別奉行人大友頼泰が、関東奉行所を豊後府中に開設していた時期である。当然今一人の別奉行人である武藤資能も大宰府か博多に関東奉行所を開設していた時期でもある。

したがって、『元史』にみえる「大宰府西守護所」が東方・西方奉行所の一つである西方奉行所を指すとするには、多少の疑問を持たざるを得ない。つまり、大友頼泰が鎮西東方奉行として大宰府に駐在し、その特殊権限を鎮西全般に行使するのは正八幡宮大神宝調進のための関東奉行所奉行人としての特殊権限行使の史料がみえなくなる文永十年(一二七三)十月以降のことである。また、文永十年十月までの大友頼泰発給文書に見える「上府」は、豊後府中を指すことはすでに明らかにした通りであるが、文永十年十月以後の史料に見える「上府」等の「府」は、大宰府を指すことはいうまでもない。以上のことから弘安七年(一二八四)の鎮西特殊合議制訴訟機関が大宰府に設置される以前に、それを先行する独自の訴訟機関が存在するという説は、全面的に否定される。したがって東方奉行・西方奉行としての鎮西全般に及ぶ権限は、あくまで蒙古を対象とした軍事統率権にかかわってのものでしかなかったと考えられ、先に述べた天野遠景以来の連続説には賛成できないことになる。次に、東方・西方奉行とあることから、大宰府の東西にそれぞれ奉行所が存在したとする説が大部分で、それを否定する説は全く存在しない。しかし残念ながら大宰府に東・西奉行所あるいは東・西守護所が存在したことを示す確実な史料も皆無である。

では、東方奉行・西方奉行と方位を冠した呼称はなぜ起ったのであろうか。これは大隅国正八幡宮大神宝調進のため開設された奉行所の所在地によるものと考えられる。つまり東方・西方奉行の一般的な呼称は、九州の東西、すなわち豊後府中の所在する九州東方と、大宰府あるいは博多の所在する九州西方に開設され関東奉行所に起因するものと考えられる。したがって前に掲げた建治元年九月二十二日の史料に見える「西方守護人」は、大宰府の西部に存在する鎮西奉行所にいる守護という意味ではなく、九州西方に開設されていた正八幡宮大神宝調進のための関東奉行所の奉行人から生まれた呼称と考えられる。

つまり、大神宝調進の特殊権限を与えられた大友・武藤両者は、対蒙古という緊迫した状況の中で、自動的に軍事統率権者に指名されたと考えられ、その一般的呼称がそのまま継続して使用されたと考えられる。

また、建治元年（一二七五）六月五日大友頼泰は野上資直に、「西方要害警固の事、用意のため、米たる七月朔日より、同月晦日に至り、壹番衆の内として、筑後国守護所辺にむかひまうけさせ給へく候」（野上文書・原漢文）と命じている。⁽⁸⁾川添昭二氏は、豊後国御家人野上資直に対し、西方守護人の直接指揮下に入って西方要害を警固するよう、豊後守護であり東方奉行である大友頼泰が指揮を与えたものと解釈する。⁽⁹⁾しかしこの命令は、当時筑後国守護職を兼帯していた大友頼泰が、文永十二年二月の蒙古警固結番に従って命じたもので、警固期日前に大友頼泰の管轄下に入った筑後国守護所周辺に結集させ、遺漏のないようにしたものであり、西方守護人の支揮下に入ったとする解釈は妥当性を欠くものである。また西方要害についても、九州西海岸の西部の肥前国であろうとする説もあるが、これも豊後を中心とする九州西部と考えるべきであろう。

最後に、「東方奉行所書下」等とある端書（「都甲文書」）は、前述したように「大友文書」の中原親能一連の偽文書との関連から、その作成と一脈通ずるものがあるという。しかし「阿蘇文書」正応二年（二二八九）五月十二日の文書の端裏に、「肥後国守より阿蘇上宮に進ぜらる御神馬以下御宝物送□□鎮西東方送文」とあることから、「東方奉行」の文言は大友氏関係者による積極的主張とする点は訂正されるべきであろう。

- 注(1) 渡辺澄夫「大分県の歴史」山川出版社 昭和四六年、「大分の歴史」大分合同新聞社 昭和五二年ほか。
- (2) 瀬野精一郎「鎮西御家人の研究」吉川弘文館 昭和五十年
- (3) 『鎌倉遺文』 一一〇二二号
- (4) 右同 一一七七二号、一二一〇七号、一二七五二号
- (5) 川添昭二「鎮西談議所」三六頁（『九州文化史研究所紀要』一八）九州文化史研究所 昭和四八年
- (6) 瀬野精一郎「鎮西御家人の研究」一三四頁 吉川弘文館 昭和五十年

- (7) 川添昭二前掲論文四〇頁
 (8) 『鎌倉遺文』 一一九二三号
 (9) 川添昭二前掲論文四〇頁
 (10) 『鎌倉遺文』 一一八〇五号
 (11) 相田二郎『蒙古襲来の研究』吉川弘文館 昭和三十三年
 (12) 『阿蘇文書』(『増補訂正編年大友史料』三一四八号)

三 異国警固と軍事統率権

大隅国正八幡宮の大神宝調進に当って、幕府は鎌倉幕府創設の原則の一つである守護の職掌の範囲(大犯三箇条)を自ら破り大友頼泰・武藤資能に特殊な権限を付与しただけでなく、対蒙古という国際緊張の中で兩名に新たな特権を付与したのである。

文永八年(一二七二)鎮西に所領を持つ東国御家人に異国防御のための鎮西下向を命じ、あわせて管国守護の管轄下に入つて領内の悪党(山賊・盜賊のほか荘園本所や幕府の支配に反抗する地頭や名主)の鎮定を命じた。現在確認される史料では、肥後国に所領を持っていた小代右衛門尉子息等(武蔵国御家人)への下向命令と、薩摩国阿多北方を領有していた地頭二階堂行景(相模国御家人)の後家に、器用の代官を派遣するよう命じたものの二件しかない。⁽¹⁾

文永九年(一二七二)、当時大隅国正八幡宮大神宝調進のため、別奉行人として特殊権限を与えられて、豊後府中に関東奉行所を開設していた大友頼泰は、対蒙古情勢の緊迫という事態に対応するため上洛を命じられたのか京にいた。そこで頼泰は管国を越える軍事統率権を付与されたため、二月一日野上資直に筑前・肥前両国要害守護について、次のような命令を發した。⁽²⁾

筑前・肥前両国要害守護事、東国人々下向之程、至來三月晦日、相催奉行国々御家人、可警固之由、関東御教書到來、

仍且請取役所、且為差置御家人、御代官等已打越候畢、不日相尋于彼仁、無懈怠、可下令動仕給也、恐々謹言、
 (野上文書)

大意は、兩國要害の警固について、東国の御家人等の下向と相まって、三月晦日には奉行する国々の御家人を動員して警固に当たれと命じられた。それで要害役所を請取ったり、御家人を駐在させたりするため、すでに京都を出発した。野上資直も直ちに要害役所に出頭し、おこたりに警固に当たれ、という意味である。なお、この命令が野上資直のもとにとどいたのは二月十六日のことである。

これによって判明するように、大友頼泰に管国外の筑前・肥前の要害を守護するように命じたことは、蒙古襲来という困難に対処するためとはいえ、鎌倉幕府開設以来の原則を破った特例に属す権限委任といえる。しかし、この時点で鎮西全般に及ぶ軍事統率権を与えられたという結論にはならない。

二月十六日、大友頼泰の命令を受けた野上資直は、要害役所に出頭せず、そのまま本拠地玖珠郡にとどまっていたらしく、四月二十三日には代官小田原景泰から次のような指摘を受けている。³⁾

肥前・筑前兩國要害警固の事、ならびに豊後國中悪党沙汰の事、今年二月二十五日守護所御書下かくの如し、子細は状に載せられ候、早くかつうは状を守り、かつうは左右なく件の要害役所を棄て給うべからず候、よってその沙汰のため、景泰下向せしめ候なり、恐々謹言、(野上文書・原漢文)。

この史料に見えるように、景泰を下向せしめていることから、頼泰が上洛中であつたことがわかるし、要害警固等について二月二十五日に再度命令を出し、その現地指揮のため代官小田原景泰に豊後下向を命じたこともわかる。なお、小田原景泰は永年の宿願であつた宇佐宮参詣の暇もなく、九年十一月には上洛している。恐らく在洛中であつた頼泰との連絡のためである。また上洛に当って、宇佐宮に神馬一疋を寄進することを約束し、祈禱の依頼をしている。⁴⁾

一方、地理的条件から最初に蒙古襲来が予想されていた筑前国では、大友頼泰とともに軍事統率権を与えられた武藤資能が

警固の指揮に当たっていた。文永九年（一二七二）五月十七日と七月二十五日、武藤資能は薩摩国御家人盛岡忠俊と干嶋佐範の代官河田盛資に、博多津番役の覆勤状（この場合、博多津番役を勤仕したことを認知したことを知らせる文書）を与えた。⁽⁵⁾このことから武藤資能が薩摩国の御家人を管轄下においていたこと、つまり管国を越えての軍事統率権を行使していたことがわかる。しかしこのような異国警固番役の指揮権は、文永十二年（一二七五）二月四日武藤資能のもとから発せられた蒙古警固結番の決定を最後に、⁽⁶⁾警固番役についての覆勤状は、それを勤仕した御家人の所属する管国守護の手によって発せられるようになる。⁽⁷⁾なお、文永九年の二通の覆勤状には、文書の冒頭に「関東御教書を下され候異国警固の事、去る〇月〇日より上府せられ候」とあるが、各守護が管国御家人に覆勤状を発給するようになってからは、関東御教書以下の字句は見えなくなる。これは御教書、つまり鎌倉幕府の直接の指示から、守護を経由する間接的指示への変化を意味するものであろう。

以上のように異国警固の史料は散見されるが、幕府は文永十年（一二七三）八月三日「国々の悪党の鎮定についての守護の緩急や、御家人が悪党を籠め置いていることを告げ、今後悪党蜂起の風聞があれば、守護も御家人も改易する」と、武藤資能に告げている。このように蒙古襲来が予測される中で、幕府は挙国一致で蒙古に当たろうとするが、守護や御家人の本音としては差しせまった危機感はなかったものと考えられる。

幕府の予測を裏づけるように、翌十一月十日ごろ蒙古軍は対馬・杵岐を襲い、守護代等を戦死させた後、住民を全滅させた。つづいて二十日には、博多沿岸に上陸し、大友頼泰・武藤資能によって指揮される日本軍と対戦する。⁽⁹⁾蒙古襲来の報を受けた幕府は、十一月一日大友頼泰に御教書を発し、九州あげての防衛を指示した。⁽¹⁰⁾

蒙古人、対馬・杵岐に襲来し、合戦を致すの間、軍兵を差し遣わさるところなり、かつは九国住人等、その身たとへ御家人にあらずといえども、軍功を致すの輩あらば、抽賞せらるべきの由、あまねく告知せしむべきの状、仰せによって執達くだんのごとし、（大友文書・原漢文）。

幕府はここでも幕府開設以来の原則である御家人制度を自ら破り、非御家人、浪人・凡下等と呼ばれる階級の者に対し、恩

賞を約束したのである。この措置は挙国一致という面からはやむを得ないものであるが、幕府と御家人、いいかえれば御恩と奉公という基本事項を否定する重大な措置であった。この措置を九州中に周知徹底するように命じられたのが、大友頼泰であるが、宛書が大友兵庫入道となっていることなど疑問な点がある。

周知徹底は、軍事統率権者の資格でなされたが、翌建治元年（一二七五）七月十七日には、「今回の蒙古襲来に当って、いろいろな理由をあげ、戦場に駆けつけなかった者が多かった。はなはだ不忠である。今後忠節を致さない者は罪科に行なう」と大友兵庫入道を通じて告知させている。また、弘安三年（一二八〇）十二月八日にも、鎮西警固のことについて、守護以下御家人等の所務相論や、検断の沙汰をめぐっての不和を指摘し、「個人的な宿意をさしはさみ、天下の大難をかえりみないのは、はなはだ不忠である。御家人以下軍兵等は、守護の命にしたがい、防戦の忠をいたせ。守護人は、その忠・不忠を忠実に報告し、賞罰を行なえ。この命に背けば、永く不忠の重科に処す」ことを、やはり大友兵庫入道を通じて、九州中に告知させている。^山

以上のことから、異国警固、蒙古合戦をめぐる大友頼泰の軍事統率権は、全九州に及んでいたことは判明する。しかし大友兵庫入道として軍事統率権を行使したかについては、大きな疑問を生じる。この点については、次項で問題としたい。

注(1) 『鎌倉遺文』 一〇八七三号一〇八七四号

- (2) 右同 一〇九六四号
- (3) 右同 一一〇一五号
- (4) 右同 一一一四七号
- (5) 右同 一一〇三四号、一一〇六八号
- (6) 右同 一一八〇五号
- (7) 右同 一二六五四号、一二六五五号、一二六九七号、一四一〇〇号

- (8) 右同 一一四六八号、一一四六九号
 (9) 山田安榮『伏敵編』吉川半七 明治二四年
 (10) 『鎌倉遺文』 一一七四二号
 (11) 右同 一一九六二号、一四二〇七号
 (12) 右同 一一七四一号、一一七四三号、一一九一〇号、一一九一三号、一二四四九号

四 蒙古合戦期の「大友家文書」

蒙古襲来は、わが国始つて以来の大事件であつたにもかかわらず、残っている史料は極めて少ない。その少ない史料中とりわけ重要な史料として取りあげられるものに、「大友家文書」がある。「大友家文書」については、学界内部でも偽文書とする立場に立つ人と、偽文書の疑いはあるが、内容から捨て難いものがあるとして利用する人、あるいは内容によっては全面的に採用し、論を展開する人など多様である。

蒙古合戦期の「大友家文書」のうち、重要な史料として採用されているものをみると、

- ①蒙古人襲来対馬・宍岐、致入合戦之間、所被差遣軍兵也、且九国住人等其身縱雖不御家人、可被抽賞之由、普可令告知之状、依仰執達如件、

文永十一年十一月一日

大友兵庫入道殿

(北家義政)
 武藏 守 在判
(北家時定)
 相模 守 在判

②異賊去年襲来之時、或臨戰場不進闘、或称留守当境不馳向之輩、多有其間、甚招不忠科之敷、尚後若不致忠節者、随令注申、可被行罪科也、以此旨普可令相触御家人等之状、依仰執達如件、

建治元年七月十七日

大友兵庫入道殿

(北条光政) 武藏 守 在判
(北条時政) 相模 守 在判

③鎮西警固事、蒙古異賊等明年四月中可襲来云々、早向_レ役所_ニ嚴密可_レ致_ニ用心_ニ、近年守護御家人、或依_ニ所務之相論_ニ、或就_ニ檢断之沙汰_ニ、多以不和之間、無_ニ同心儀_ニ之由有_ニ其聞_ニ、挾_ニ自身之宿意_ニ、不_レ願_ニ天下大難_ニ之条、甚不忠也、御家人以下軍兵等者、随_ニ守護命_ニ、可_レ致_ニ防戦之忠_ニ、守護人亦不_レ論_ニ親疎_ニ、注_ニ進忠否_ニ可_レ申_ニ行賞罰_ニ也、相互_ニ於_レ背_レ仰者、永可_レ被_レ処_ニ不忠之重科_ニ、以_ニ此旨_ニ可_レ相_ニ触_ニ觸_ニ國中_ニ之状、依_レ仰執達如_レ件、

弘安三年十二月八日

大友兵庫入道殿

(北条時政) 相模 守 在判

以上三点の史料は、前述の「異国警固と軍事統率権」でも触れたが、不審な点としてまずあげ得るのが、宛書の「大友兵庫入道」である。この点については、佐藤進一氏が「中世法制史料集」の補注で、「文永十一年当時幕府からこの種の法令の施行を命ぜられる人物を大友氏に求めるとすれば、それは大友氏の惣領で豊後の守護である大友頼泰の外にはない。しかし頼泰は当時未だ出家せず前出羽守を称していることは野上文書、志賀文書等に明證があり、この官途は弘安四年十二月二日奉書案（右田文書）まで辿ることができる。彼はその後出家して道忍と称し、幕府御教書などには兵庫入道と称せられる。出家の初見は弘安七年六月十九日召文（野上文書）、兵庫入道の初見は同年十一月廿五日関東御教書（後出五六九条）である。（他の例からみて、彼の出家の時期は恐らく弘安七年四月四日北条時宗死後の時期すなわち時宗死去の報が鎮西に達した時期でないかと推測される。）従つてこの充名は時間的に事実と合わないわけであるが、この一点を以て直ちに文書全体を偽作として抹殺し得るかといえ

ば、なお躊躇せざるを得ないものがある。大体大友文書は写しが多く、中には充名を改竄したと覚しきものがあるから、或いはこれもその類であるかもしれない。姑らく疑いを存しておきたい。なお後出四七〇条、四八三条についても同様である。」と述べている(この説明は前掲史料①についてのもので、後出四七〇条は②に四八三条は③に当る)。

頼泰が発給している文書は、当時の官途である前出羽守か、単に頼泰とあるものに分けられる。文永六年(一二六九)から弘安五年(一二八二)にかけての史料をみると、単に頼泰として発給した史料の下限は建治三年(一二七七)七月五日(斑島文書)、前出羽守として発給したものの下限は、弘安四年(一二八二)十二月二日(右田文書)となっている。また宛名としてや、記載内容中にみえる場合は、大友出羽前司となっている。

このような史料の状況の中で、ただ「大友家文書」の三点だけが、時間的経過を無視した「大友兵庫入道殿」という宛名となっているのである。

また、記載されている用語についても不審な点がある。史料①③中にみえる「軍兵」の語がそれにある。「軍兵」という用語は、『吾妻鏡』治承四年(一一八〇)八月十七日、承久元年(一二一九)正月二十七日、同年二月九日の条などにみえるほか、竹崎季長の「蒙古襲来絵詞」に、「豊後国守護大友兵庫頭頼泰之手軍兵」、「興福寺年代記」に「蒙古国軍兵」、「八幡愚童記」に「馳参る軍兵は……」などとみえる。

「蒙古襲来総詞」は、蒙古合戦研究の基本史料の一つであるが、当時頼泰が兵庫頭を名乗った事実のないことから、その信憑性は疑問となるのである。確実な史料中に「軍兵」とみえるのは、文永八年(一二七二)の東嶽慧安の願文で、「…先破高麗、次責日本、以彼軍兵、自恣降伏……」とみえるのが、蒙古合戦関係史料としては唯一のものである。

以上のように、「軍兵」と不特定多数の表現をしているのは、編さん物か願文にしか表われない。幕府が軍事に関して発した命令をみると、文永十一年十一月一日の安芸国守護武田信時あて関東御教書には、「…彼凶徒寄来者、相催国中地頭御家人并本所領家一円地住人等、可令禦戦…」とみえ、同月三日の『毛利家文書』関東御教書には、「蒙古人襲来対馬・壹岐、

既致_レ合戦_二之由、覚_レ惠注申之間、所被_レ差_三遣御家人等_一也……とみえる。(7)

この史料は、合戦のあった鎮西以外の地にかかわるものであるため、「軍兵」という用語が使用されなかったという反論も成り立つ可能性もある。しかし「青方文書」嘉元二年（一三〇四）十一月の峰貞・長重陳状案には、「至_三異賊合戦賞_二者、無足浪人、非御家人、凡下等、依_レ忠勤_二被_レ賞_一……」とあり、「武雄神社文書」延慶二年（一三〇九）六月の武雄社大宮司藤原国門申状案には、「至_三異国合戦_二者、不_レ謂_三京家、凡下、浪人、非御家人_一、令_レ致_レ申者、可_レ被_レ行_レ賞之旨、被_レ定_置之間、不_レ論_三貴賤_一、所_レ被_レ忠賞_二也」と具体的に対象範囲を示している。

さらに重要なことは、御家人以外の者を催促するに当って、幕府は軍功があれば恩賞を与えることを「定置」いたことが明示されていることである。幕府と主従関係にない者を、挙国一致の大義名分のもとに掌握下に入れる場合、「本所領家一円地住人等」とか、「京家・凡下・浪人・非御家人」とかのように、その範囲を具体的に示し、対幕府との支配関係を明確にする必要があったと考えるのが妥当であろう。

「青方文書」、「武雄神社文書」にその対象者があげられているのは、それら対象者を具体的に示した関東御教書が軍事統率者に発給され、さらに軍事統率者から各国守護を経由して告知されたことを裏付ける。申状や陳状に引用する文言は、引用の基礎となる史料が存在するのが通例であることから、対象者を明示した文書が存在していたことが十分考えられる。

以上から、「大友家文書」は蒙古合戦関係史料中、特筆すべき重要な内容を含んでいるが、他の史料と比較してみるとあまりにも不審な点が多い。内容が重要なだけに、蒙古合戦を記述するに当っては利用したくなる史料であるが慎重を期さればならない。なお、「大友家文書」が偽文書であっても、蒙古合戦史の内容が全面的に崩壊するものでは決してない。それは他の史料によって十分証明されるからである。

本稿は「大分中世篇Ⅰ」に発表した「幕府体制の変動と二豊社会」の一部である。

- 注(1) 『鎌倉遺文』 一一七四二号、一一九六二号、一四二〇七号
- (2) 『中世法別史料集』第一卷鎌倉幕府法三九五―三九六頁
- (3) 右同 一二七六九号
- (4) 右同 一四五一四号
- (5) 『伏敵篇』所収
- (6) 右同 一〇八八〇号
- (7) 右同 一一七四一号

(大分県総務課主幹

大分県史

第二・三回配本

『古代篇 Ⅰ』
『中世篇 Ⅰ』

各 三、〇〇〇円 (送料別)

(第一回配本『美術篇』残部僅少)

問合せ先 大分市大手町三一―一

大分県総務部総務課 県史編さん班

TEL 36―1111 内線 2134